

大船渡市人口ビジョン及び総合戦略策定基本方針

1 趣 旨

全国的な少子高齢化と人口減少の進行に対応するため、平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国が今後の我が国の人口見通しとしてまとめた「長期ビジョン」と、その実現に向けた「まち・ひと・しごと総合戦略」を踏まえ、地方公共団体において、市民はもとより、産業界や行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど、広く関係者の意見を反映させる仕組みを構築しながら、地方版の人口ビジョンとまち・ひと・しごと総合戦略を策定するよう求められている。

現在、当市では、平成 32 年度を目標とする市総合計画基本構想の見直しと、平成 28 年度を初年次とする後期基本計画の策定に取り組んでいる。その中で、今回の人口ビジョンと総合戦略は、市総合計画の根幹を成すことから、総合戦略で掲げた数々の施策を基本構想の重点プロジェクトに位置づけて推進を図っていくこととしている。

当市の人口ビジョンと、その実現を図るための総合戦略の策定には、市総合計画との関係はもとより、策定に参画していただく市民をはじめ、多くの関係機関・団体などのご理解とご協力が不可欠であることから、ここに、策定の手法や体制、策定後の施策及び事務事業の進捗管理など、必要な事項について基本方針としてまとめるものである。

2 構成及び期間

(1) 人口ビジョン

人口ビジョンは、国の長期ビジョン、県の人口ビジョンを勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもので、概ね次の構成とする。

①人口の現状分析

- ・ 総人口や年齢 3 区分別人口等の動向分析や将来人口の推計と分析を行い、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察をまとめる。

②人口の将来展望

- ・ 人口の現状分析を踏まえ、結婚や子育て、移住等に関する市民意識など将来展望に必要な調査・分析を行い、目指すべき将来の方向性や基本的な施策の方向性を定め、総人口や年齢 3 区分別人口等の将来展望を設定する。
- ・ 将来展望の対象期間を平成 72（2060）年とする。

(2) 総合戦略

総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略、県の総合戦略を勘案しつつ、市民の意識やニーズに的確に対応し、人口の将来展望の達成に向け、総合的かつ計画的に施策や事業を実施するため、基本目標と基本的方向を定め、具体的な施策を盛り込むもので、概ね次

の構成とする。

①基本的な考え方

- ・ 人口ビジョンを踏まえ、人口減少に伴う地域の課題を整理し、まち・ひと・しごと創生に関する目標を設定するとともに、総合戦略と総合計画との関係や進行管理（PDCAサイクル）について記載する。
- ・ 計画期間を平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度の 5 ヶ年とする。

②今後の施策の方向

- ・ 基本的な考え方を踏まえ、基本目標と目標値を定め、施策に関する基本的方向や重要業績成果指標を設定するとともに、具体の事務事業を登載する。

3 市総合計画との関係

市総合計画基本構想では、平成 32（2020）年度を目標年次とする将来都市像や総人口に係る目標値を設定するとともに、その実現に向けた政策分野毎の「施策の大綱」と施策横断的な取組である「重点プロジェクト」を定める。

人口ビジョンと総合戦略の策定に当たっては、市総合計画と次のとおり整合させることとする。

- ・ 市総合計画における総人口に係る目標値と人口ビジョンの将来展望を一致させる。
- ・ 総合戦略の施策体系を市総合計画における重点プロジェクトに位置付ける。
- ・ 総合戦略の具体的な事務事業を市総合計画政策の実現に資する実施計画（＝主要事務事業で構成）に登載。

4 進行管理

当市の総合計画は、政策⇒施策⇒基本事業⇒事務事業という、上から目的－手段の関係づけられた階層構造をなしている。

当市では、総合計画の進行管理に行政評価の手法を導入している。具体的には、施策から事務事業に関しては、それぞれ目的の達成度を測る成果指標とその目標値を設定し、その達成状況を庁内で事後評価し、評価結果を翌年度以降の計画や事務事業の改革・改善に活かしている。

総合戦略の策定にあたって、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策や事業の効果を検証し、改善を図る PDCA サイクルの確立と、客観的な効果検証を実施するために、目標の達成度合いを計る定量的な指標である重要業績評価指標（KPI）の設定、外部有識者を含む検証機関の設置が求められている。

このことから、総合戦略の進行管理においては、当市の行政評価の手法により、事務事業評価結果を踏まえ、施策毎に設定した KPI の実績値を把握しながら、庁内で事後評価と改革改善案の検討を行ったうえで、その結果について、外部有識者を含む検証組織において検証し、翌年度以降の計画や事業の改革・改善に反映させるシステムを構築する。

検証組織については、大船渡市総合戦略推進会議を基本に、別途、組成するものとする。

5 策定体制

市民の意識やニーズを的確に把握するとともに、市民、関係機関・団体等との協働推進体制を構築し、円滑に策定作業を進めるため、次の体制で臨むこととする。

(1) 庁内体制の整備

①大船渡市人口問題対策本部

- ・ 市長を本部長に、副市長、教育長及び部長級職員で構成し、課長級職員を幹事とする。
- ・ 人口ビジョン及び総合戦略案の作成並びに庁内調整を行う。

②大船渡市人口問題対策本部専門部会

- ・ 本部に自然減対策部会、社会減対策部会を設け、それぞれ関係する部長級職員が部会長及び副部会長を務め、関係する課長級職員を委員として構成する。
- ・ 専門事項の調査研究、事務事業の調整に当たる。

③大船渡市人口問題対策本部専門部会ワーキンググループ

- ・ 専門部会に各部等の課長補佐級以下職員で構成する。
- ・ 基礎事項の調査研究、事務事業の立案に当たる。

(2) 市民の意識やニーズの把握等

①市民意識調査の実施

- ・ 定住意識、結婚・子育て、住まい、移住等に関する意識調査を実施する。

②市民ワークショップの開催

- ・ 総合計画策定市民ワークショップ（おおふなと2030会議）参加者を中心に、市民を対象としたワークショップを開催し、課題の把握や人口減少対策に資する事業の提案等の意見交換を行う。

③各種市民提言の受付

- ・ 市政モニターをはじめ、市民提言箱、市の広報やホームページなどで広く市民から意見・提言を求める。

④その他

- ・ 市の広報やホームページに策定の経過を公表し、市民意識の醸成を図る。

(3) 大船渡市総合戦略推進会議

①推進会議の開催

- ・ 人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たって、市民や関係機関・団体、産業界や行政機関、教育機関、金融機関、労働者団体、メディア（産官学金労言）等で構成する大船渡市総合戦略推進会議を設置する。

②総合戦略検討ワークショップの開催

- ・ 推進会議委員によるワークショップを開催し、課題の共有や事業実施に当たっての役

割分担、協力体制の構築等について検討を行う。

(4) 市議会への説明

策定の過程で、市議会全員協議会において人口ビジョン及び総合戦略案を説明して意見・提言を伺う。